

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成24年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について	1
議案第 2 号	市道路線の廃止について	3
議案第 3 号	市道路線の認定について	6
議案第 4 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	13
議案第 5 号	ごみ収集作業に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	14
議案第 6 号	鎌倉市総合計画条例の制定について	15
議案第 7 号	鎌倉市企画等提案型契約審査会条例の制定について	18
議案第 8 号	住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	21
議案第 9 号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第 10 号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 11 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 12 号	鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 13 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第 14 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）	36
議案第 15 号	平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	40
議案第 16 号	平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）	43
議案第 17 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	46
議案第 18 号	平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	49
議案第 19 号	平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	52

報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	55
報告第 2 号	線越明許費について……………	56
報告第 3 号	線越明許費について……………	58
報告第 4 号	線越明許費について……………	60
報告第 5 号	事故線越しについて……………	62

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定
に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成24年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。
附則第38項を次のように改める。

（平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

- 38 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第38項の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成23年度までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	城 廻 字 中 村	469番 1	城 廻 字 中 村	469番16	1.06～ 1.32	63.51	77.68	1

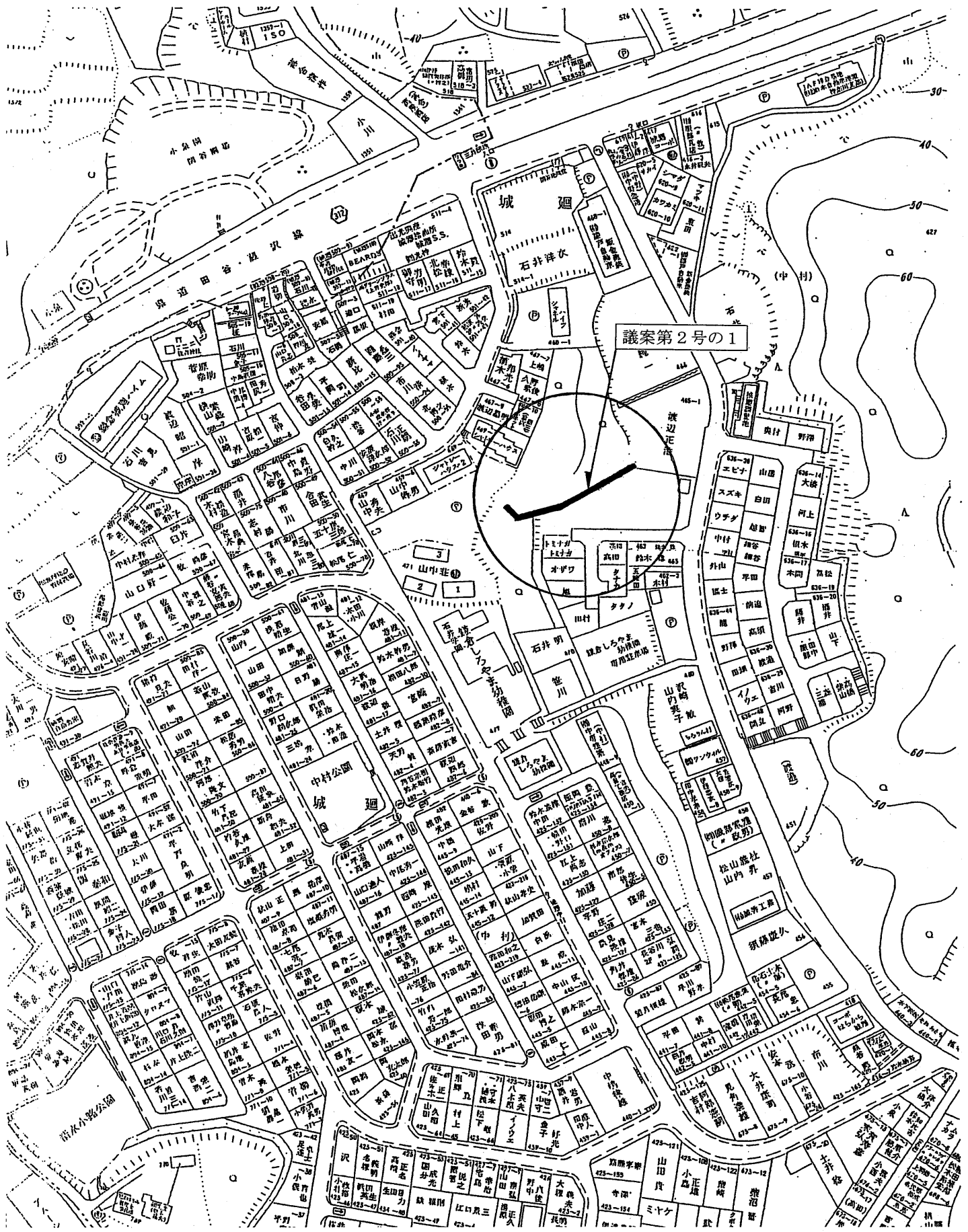
案内図

凡例



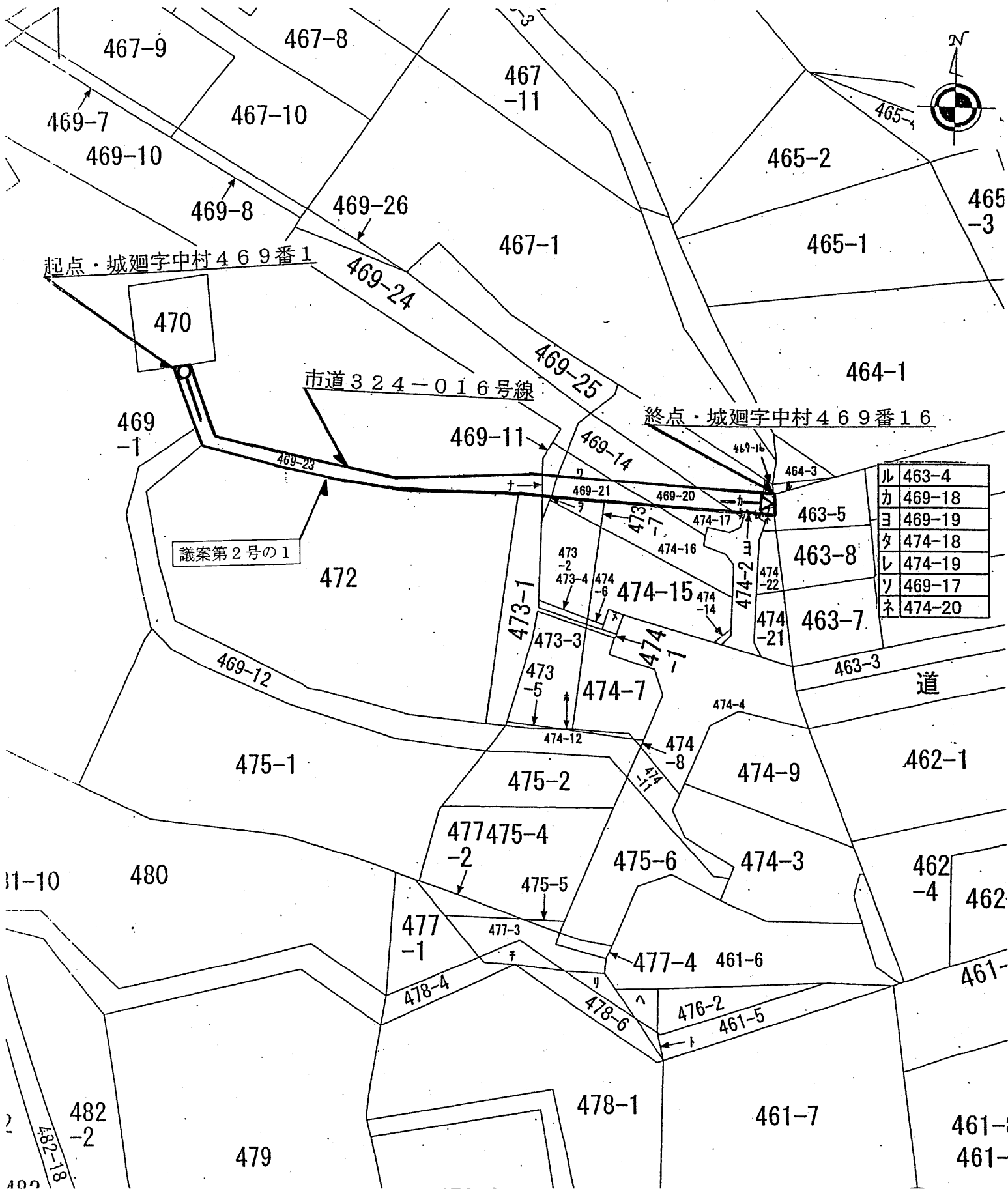
廃止箇所

図面番号 1



公図写

図面番号 1



ル	463-4
力	469-18
ヨ	469-19
夕	474-18
レ	474-19
ヲ	469-17
ネ	474-20

議案第2号の1

市道 324-016号線

起点・城廻字中村 469番1

終点・城廻字中村 469番16



議案第 3 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

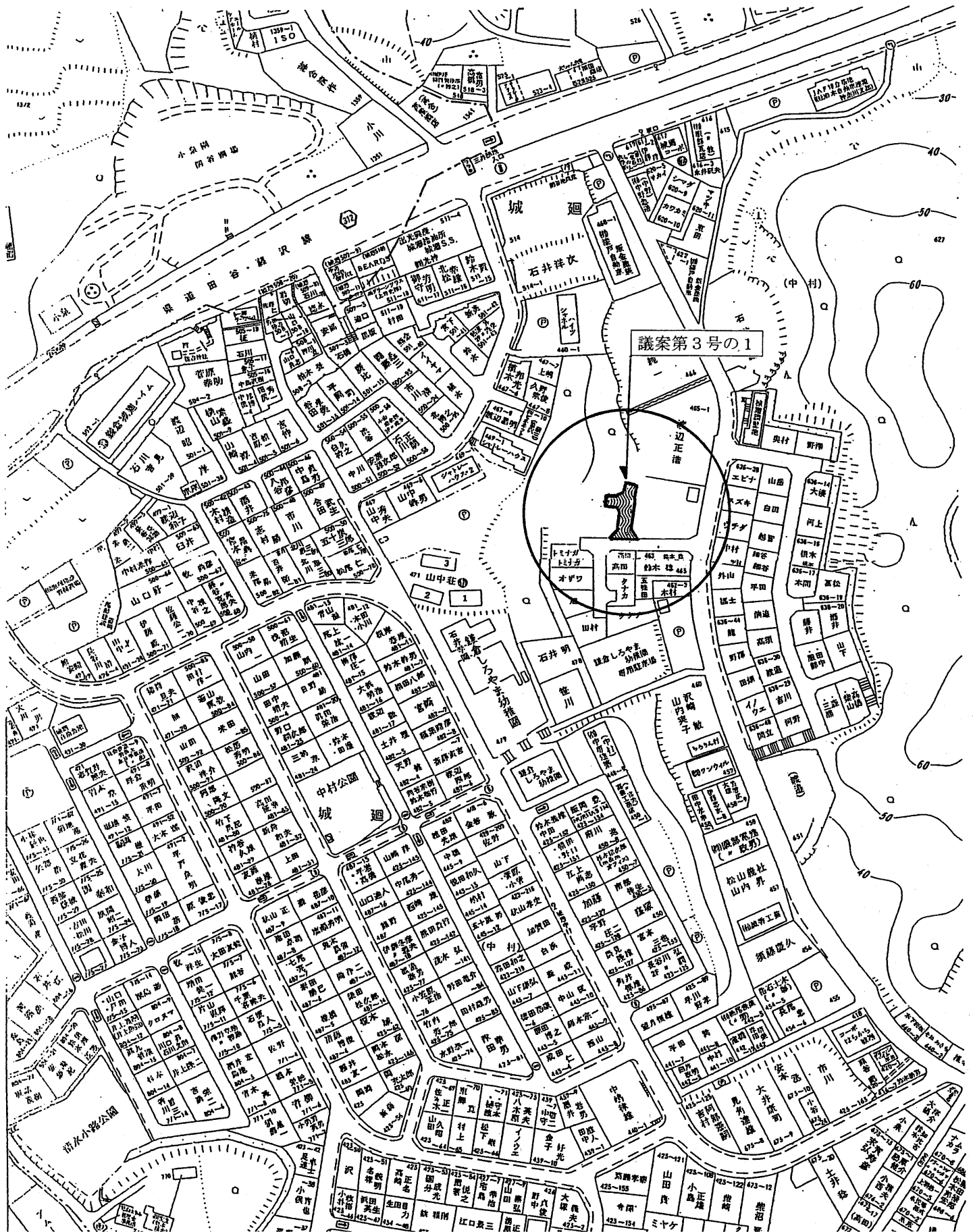
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	城 廻 字 中 村	474番21	城 廻 字 中 村	469番18	5.01～9.28	23.86	152.42	1
2	大 船 字 谷 之 前	2026番 2	大 船 字 谷 之 前	2026番 8	5.01～8.00	67.92	417.55	2
3	台 五 丁 目	550番45	台 五 丁 目	550番48	4.50～8.79	51.40	293.32	3

案内図

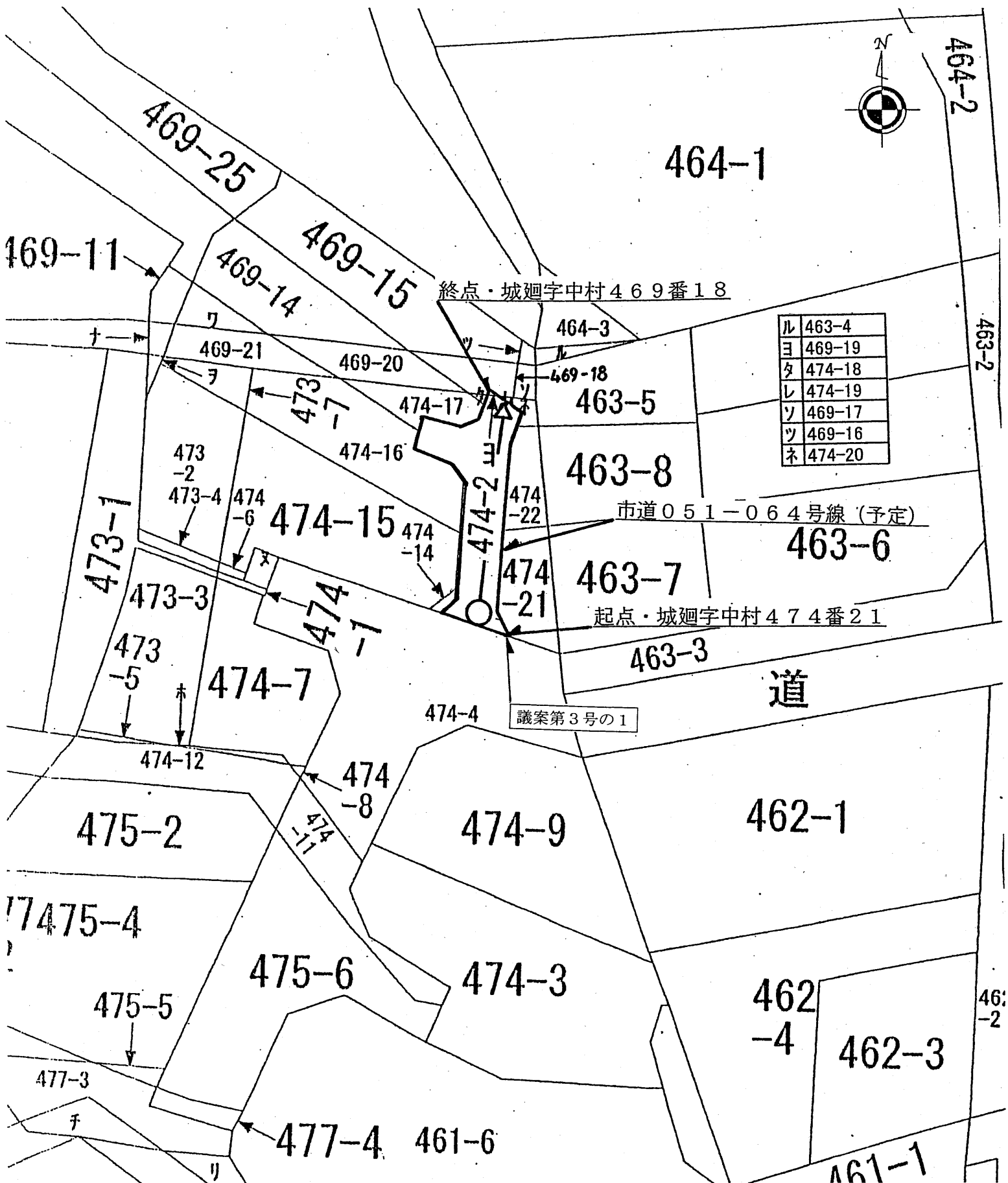
図面番号 1

凡例  認定箇所



公図写

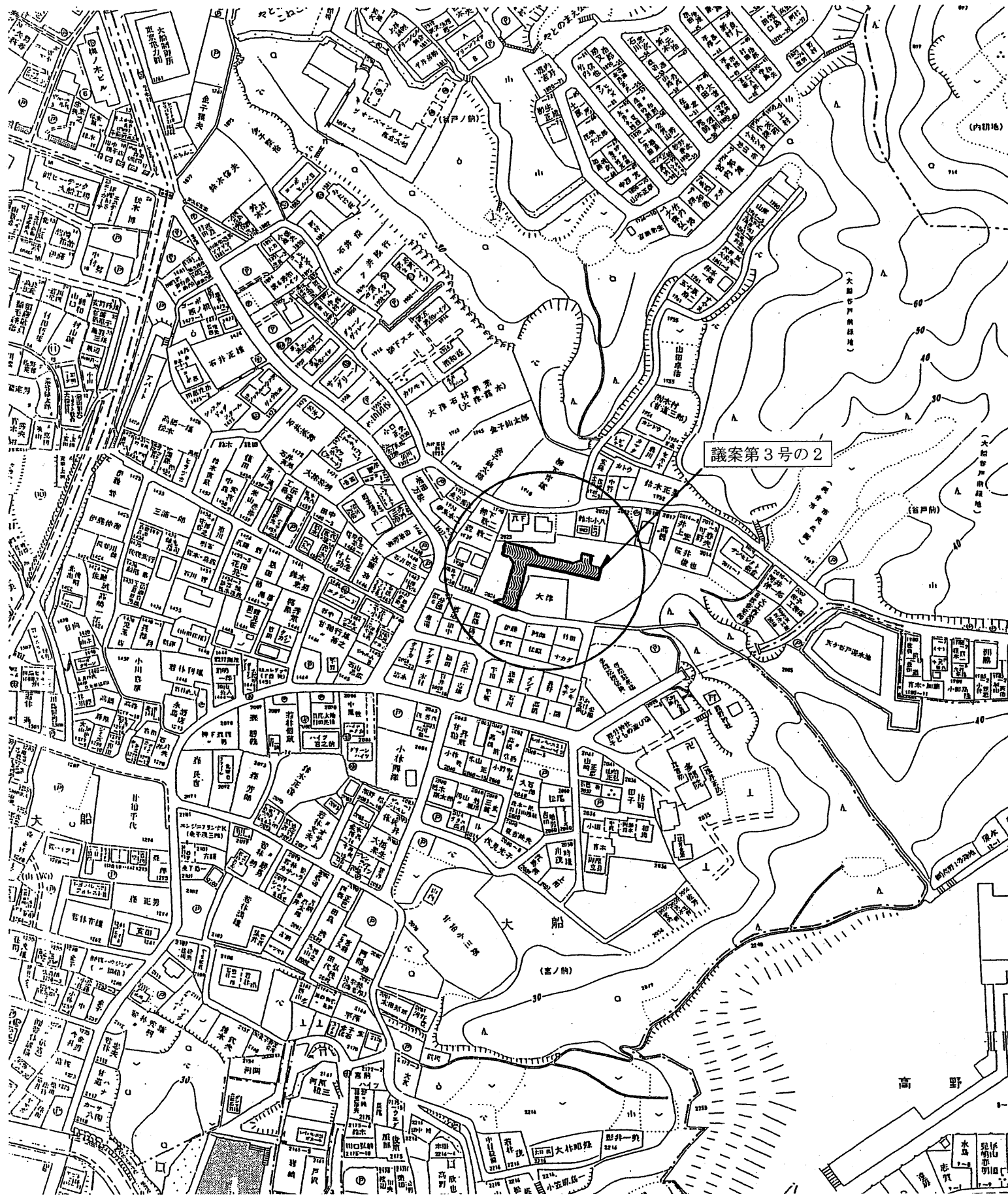
図面番号 1



案内図

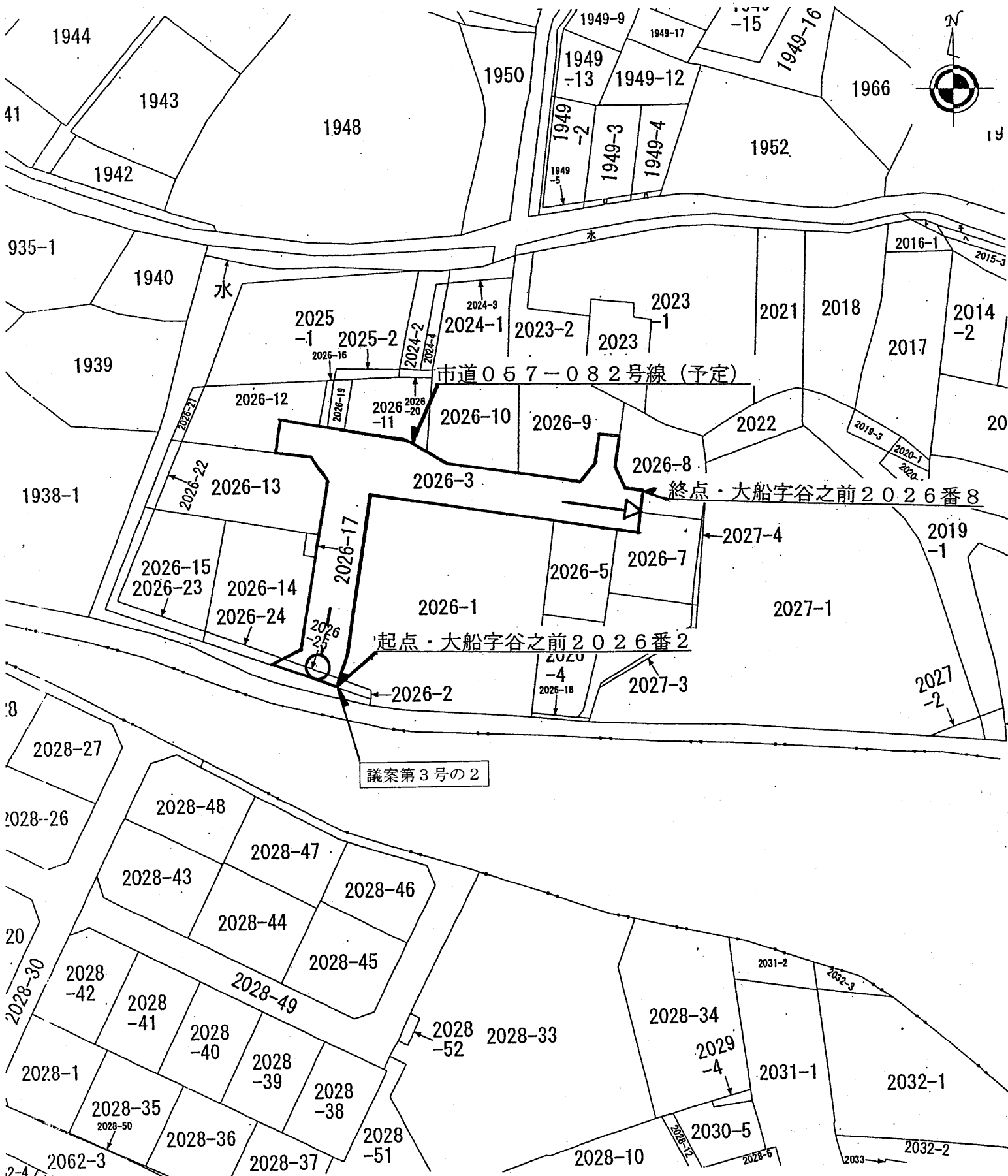
凡例  認定箇所

図面番号 2



公図写

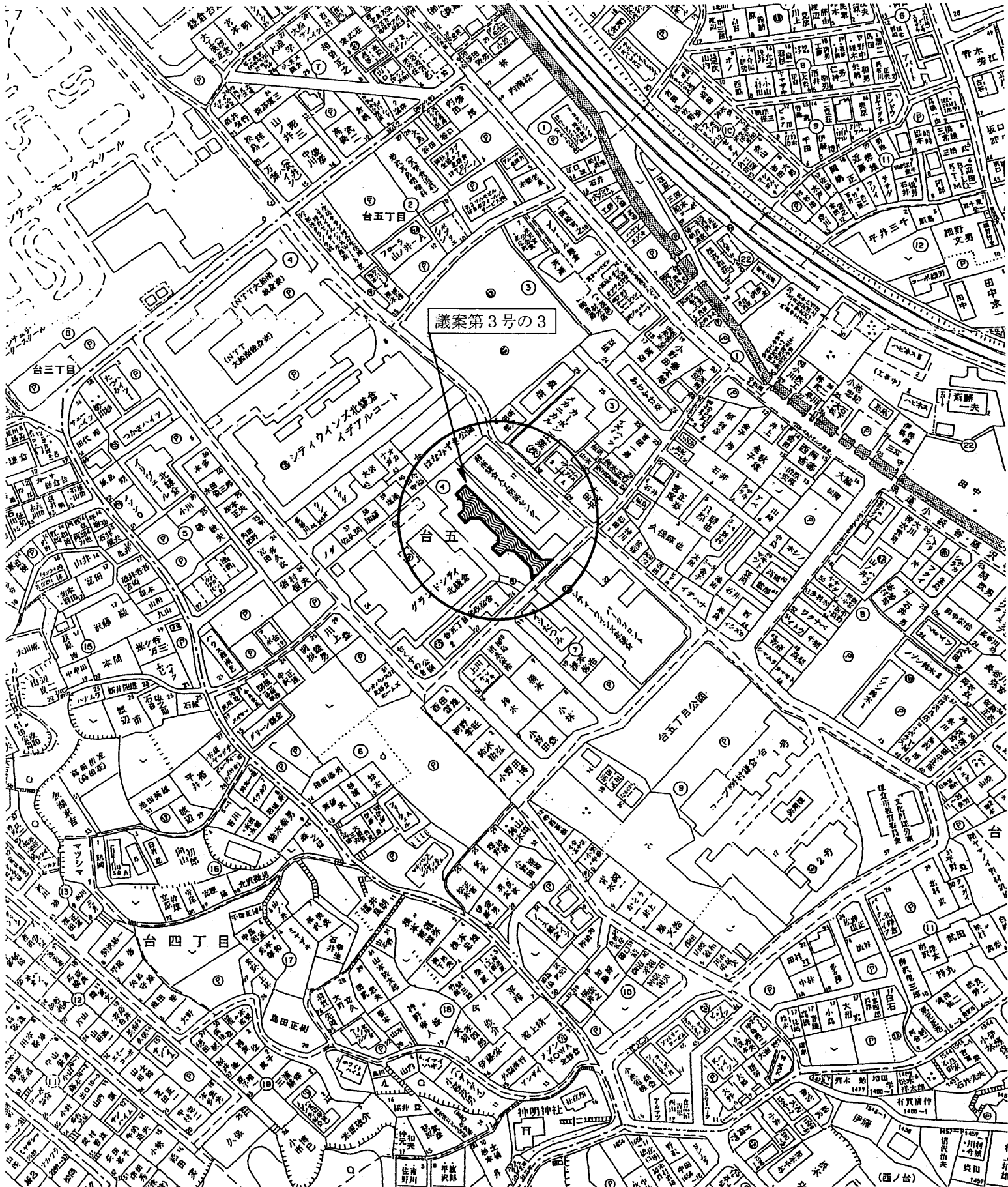
図面番号 2



案内図

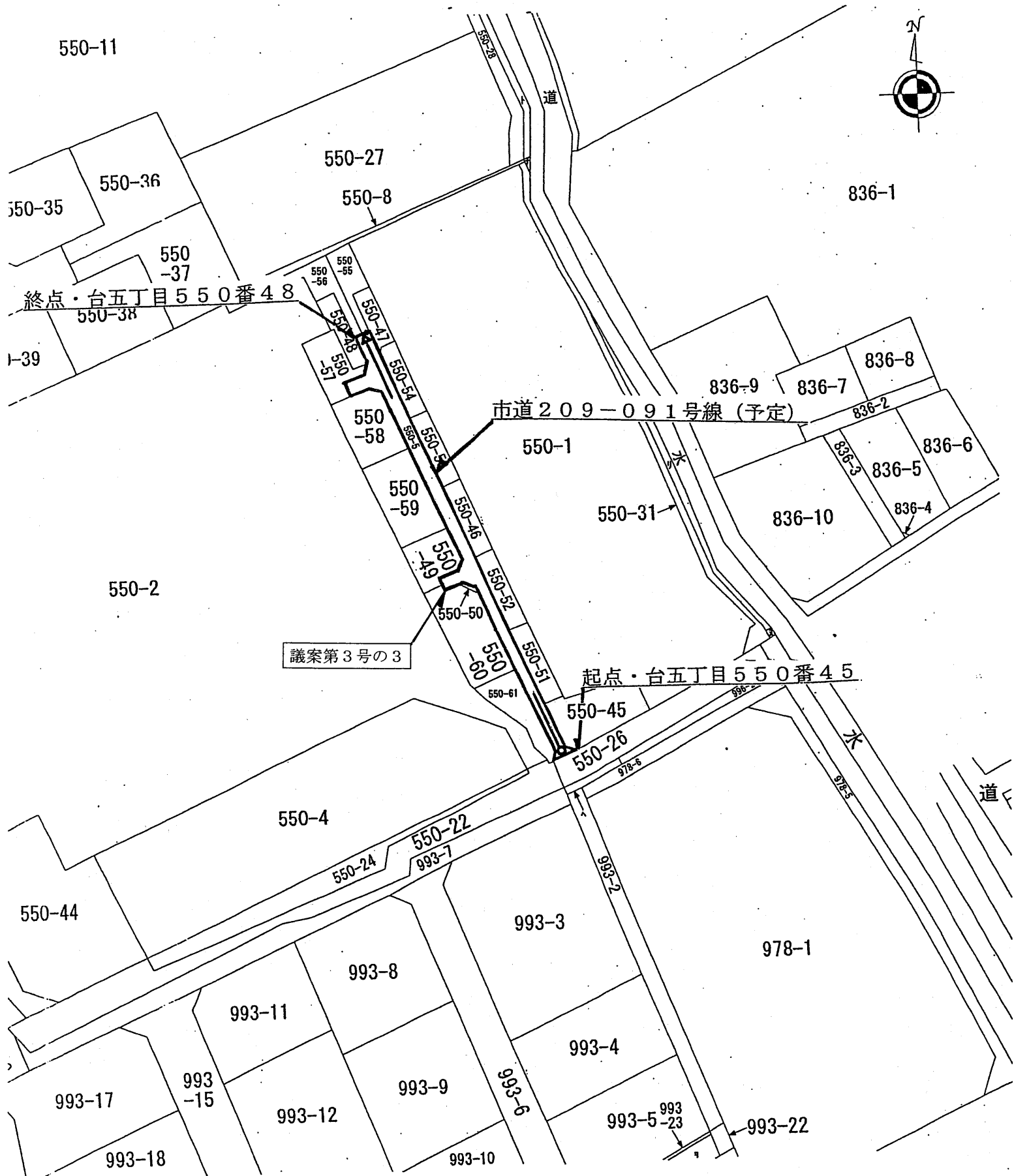
凡例  認定箇所

図面番号 3



公図写

図面番号 3




議案第 4 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成24年1月11日、鎌倉市御成町18番10号の敷地内で発生した市
有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 6,320円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 |  |





議案第 5 号

ごみ収集作業に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成24年 5 月 23日、

で発生した粗大ごみ収集作業に起因する事故に係る
損害賠償の額を次のとおり定める。

平成24年 6 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 65,100円

2 損害賠償の相手方

議案第 6 号

鎌倉市総合計画条例の制定について

鎌倉市総合計画条例を次のように定める。

平成24年*6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

総合計画の策定の手続き等を定めるものである。

鎌倉市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 市教育委員会委員
 - (3) 市農業委員会委員
 - (4) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 市民

- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。
- 7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例（昭和41年10月条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

議案第 7 号

鎌倉市企画等提案型契約審査会条例の制定について

鎌倉市企画等提案型契約審査会条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本市の事務事業に係る最優秀企画・技術提案者を選定するために新設する企画等提案型契約審査会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市企画等提案型契約審査会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の事務又は事業（以下「事務事業」という。）を遂行するうえで、企画提案又は技術提案の内容が最も優れ、かつ、事務事業に係る契約の相手方として適切な者を専門的な知識に基づき選定するため、鎌倉市企画等提案型契約審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務事業に係る企画提案又は技術提案の審査に関する事項
- (2) その他契約の相手方として適切な者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、別に定めるところにより、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるいずれかの者のうちから本市の執行機関が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事務事業に関し識見を有する者
- (3) 事務事業に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、審査会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 審査会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のように定める。

平成24年 6 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

外国人登録法の廃止による住民基本台帳法の一部改正に伴い、鎌
倉市印鑑条例等の整備を行うものである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

(印鑑条例の一部改正)

第1条 鎌倉市印鑑条例(昭和49年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(印鑑の登録資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、年齢15歳未満の者及び成年被後見人は、登録を受けることができないものとする。

第4条第2項第1号中「若しくは」を「又は」に、「又は外国人登録証明書」を「(登録申請のあつた日において有効であるものに限る。)」に改め、同項第2号中「書類」の次に「の提示」を加え、「受けている者が、」を「受けている者による」に、「住民基本台帳に基づく質問」を「登録申請者又は登録申請者の属する世帯に係る住民票の記録事項等に関する質問に対する回答」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)、通称の一部、氏名の一部を組み合わせたもの又は通称の一部を組み合わせたもの(登録申請者の印鑑であると直ちに確認し難いと認められるものを除く。)で表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同項第5号中「表しにくいもの」の次に「又は文字の判読が困難なもの」を加え、同項に次の2号を加える

(8) 既に登録されているもの又は既に登録されているものに著しく印影が似ているもの

(9) その他市長が適当でないと認めるもの

第5条に次の1項を加える。

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が、住民票の備考欄に記録されている片仮名による氏名の表記(以下「氏名の片仮名表記」という。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑(登録申請者の

印鑑であると直ちに確認し難いと認められるものを除く。)により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

第6条第1項に次の1号を加える。

(6) 外国人住民のうち氏名の片仮名表記がある者は、当該氏名の片仮名表記

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

第9条第1項に次の1号を加える。

(4) 外国人住民のうち氏名の片仮名表記がある者は、当該氏名の片仮名表記

第12条第2項各号列記以外の部分中「第3号から第5号」を「第4号から第6号」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「名」の次に「(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」を、「なつたとき」の次に「又は同条第3項に規定する印鑑に該当しなくなつたとき」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(原子爆弾被爆者の援護に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市原子爆弾被爆者の援護に関する条例(昭和48年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録され」を削る。

(心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年10月条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 本市内に住所を有する別表第2に掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者(他の地方公共団体が保険者となる国民健康保険の被保険者を除く。)、組合員、加入者又は被扶養者

(手数料条例の一部改正)

第4条 鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民活動部関係の款中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項から第23項までを2項ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鎌倉市印鑑条例第2条第2号の規定により印鑑の登録を受けている者(以下「外国人印鑑登録者」という。)又はその登録の申請をしている者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定により住民票が作成されるものは、施行日において第1条の規定による改正後の鎌倉市印鑑条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により当該印鑑の登録を受けている者又は当該登録の申請をしている者とみなす。この場合において、市長は、外国人印鑑登録者に係る印鑑登録原票について、当該住民票が作成されたことに伴い、新条例第6条第1項第2号に掲げる事項に変更が生じたときは、施行日において、当該印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

議案第 9 号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市職員の給与を暫定的に削減するために必要な措置をとるも
のである。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（給料月額に関する特例）

10 平成24年8月1日から平成26年7月31日までの間（附則第12項において「特例期間」という。）における給料月額は、第6条、第8条、第9条及び附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる給料月額（鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年6月条例第4号）付則第5項から第8項まで及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月条例第35号）付則第2項の規定により支給される給料を含む。）から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 職務の級が7級及び8級の職員 | $\frac{9}{100}$ |
| (2) 職務の級が6級の職員 | $\frac{6.8}{100}$ |
| (3) 職務の級が5級の職員 | $\frac{6.5}{100}$ |
| (4) 職務の級が4級の職員 | $\frac{4.8}{100}$ |
| (5) 職務の級が3級の職員 | $\frac{3}{100}$ |
| (6) 職務の級が2級の職員 | $\frac{2.5}{100}$ |
| (7) 職務の級が1級の職員 | $\frac{2}{100}$ |

11 前項の規定は、鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する退職手当の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

（地域手当に関する特例）

12 特例期間における地域手当に関する第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「 $\frac{15}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{12}{100}$ 」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大規模土地取引行為及び大規模開発事業の基本事項の届出等について整備をするものである。

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「特定土地利用」を「特定土地利用条例の適用を受ける特定土地利用」に改める。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該大規模土地取引行為が、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売その他これらに類する行為（次条第2項において「滞納処分等」という。）によるものであるときは、この限りでない。

第26条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該大規模土地取引行為が、滞納処分等その他市長が別に定める行為によるものであるときは、同項の規定による基本事項の届出は、開発事業条例第13条に規定する事前相談に係る書面の提出をする日の4月前までに行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

道路基準に適合しない場合の特例等について整備をするものであ
る。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「、第31条の2」を削る。

第29条第3項中「第16条」を「第17条」に改める。

第46条の2第1項を次のように改める。

事業区域面積が5,000平方メートル未満かつ敷地面積が3,000平方メートル未満の戸建住宅の建築を目的とした開発事業における事業区域に接する部分を除いた所定の道路までの区間の道路（建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路の場合に限る。以下「所定の道路までの区間の道路」という。）の幅員は、4メートル以上とする。ただし、所定の道路までの区間の道路が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 幅員4メートル未満の区間の道路の幅員が3.6メートル以上である場合
- (2) 幅員4メートル未満の区間の道路の延長が1箇所当たり10メートル以下であり、かつ、当該区間の道路の延長が全延長の1割以下である場合

第70条中「第47条第2項」を「第47条第4項」に改める。

別表第1備考1(サ)中「第65条」を「第64条から第67条まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

十二所積善第2地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区整
備計画区域内における建築物の制限について定めるものである。

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年12月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

十二所積善第2地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された十二所積善第2地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	---

別表第2 笛田三丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

十二所積善第2地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅(共同住宅及び3戸建以上の長屋を除く。) (2) 住宅で診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)、華道教室、学習塾等の用途を兼ねるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの		200平方メートル		8メートル
-------------------	---	--	-----------	--	-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について定めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前各号に規定するもののほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検

知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。）のうち、改正後の第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 14 号

平成24年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ533,498千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,736,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		5,596,194円	13,101円	5,609,295円
	10 国庫補助金	1,149,790	13,101	1,162,891
60 県支出金		2,942,024	50,894	2,992,918
	10 県補助金	1,284,894	50,894	1,335,788
75 繰入金		3,132,388	△ 600,193	2,532,195
	5 基金繰入金	3,130,388	△ 600,193	2,530,195
85 諸収入		2,066,788	2,700	2,069,488
	25 雑入	508,731	2,700	511,431
歳 入	合 計	55,269,698	△ 533,498	54,736,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		482,264千円	△ 6,140千円	476,124千円
	5 議会費	482,264	△ 6,140	476,124
10 総務費		6,452,057	△ 124,023	6,328,034
	5 総務管理費	5,094,754	△64,708	5,030,046
	10 徴税費	818,340	△ 5,772	812,568
	15 戸籍住民基本台帳費	399,479	△41,711	357,768
	20 選挙費	52,842	△ 1,714	51,128
	25 統計調査費	24,069	△ 5,029	19,040
	30 監査委員費	62,573	△ 5,089	57,484
15 民生費		18,966,745	△48,629	18,918,116
	5 社会福祉費	9,637,647	△11,037	9,626,610
	10 児童福祉費	7,595,406	△35,260	7,560,146
	15 生活保護費	1,701,309	△ 2,332	1,698,977
20 衛生費		5,841,929	△87,787	5,754,142
	5 保健衛生費	1,513,035	△ 6,224	1,506,811
	10 清掃費	4,029,792	△73,729	3,956,063
	15 環境対策費	299,102	△ 7,834	291,268
25 労働費		165,877	△ 6,745	159,132
	5 労働諸費	165,877	△ 6,745	159,132
30 農林水産業費		717,958	△ 7,016	710,942
	5 農業水産業費	717,958	△ 7,016	710,942
35 商工費		632,371	5,192	637,563
	5 商工費	632,371	5,192	637,563
40 観光費		189,493	△ 4,405	185,088
	5 観光費	189,493	△ 4,405	185,088

款	項	補正前の額	補正額	計
45 土木費		8,029,294円	△ 110,158円	7,919,136円
	5 土木管理費	1,506,237	△62,286	1,443,951
	10 道路橋りょう費	679,245	△ 2,427	676,818
	15 河川費	86,354	52	86,406
	20 都市計画費	5,550,042	△43,429	5,506,613
	25 住宅費	207,416	△ 2,068	205,348
50 消防費		2,917,251	△ 105,429	2,811,822
	5 消防費	2,917,251	△ 105,429	2,811,822
55 教育費		5,082,843	△38,358	5,044,485
	5 教育総務費	1,317,654	△ 3,403	1,314,251
	10 小学校費	1,123,424	△ 5,008	1,118,416
	15 中学校費	493,138	△10,450	482,688
	20 社会教育費	1,790,869	△14,742	1,776,127
	25 保健体育費	357,758	△ 4,755	353,003
歳 出	合 計	55,269,698	△ 533,498	54,736,200

議案第 15 号

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,311,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
25 繰入金		2,474,400千円	△18,000千円	2,456,400千円
	5 他会計繰入金	2,474,400	△18,000	2,456,400
歳 入	合 計	8,329,500	△18,000	8,311,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		1,809,108円	△18,000円	1,791,108円
	5 下水道総務費	1,809,108	△18,000	1,791,108
歳 出	合 計	8,329,500	△18,000	8,311,500

議案第 16 号

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		166,705千円	△11,400千円	155,305千円
	5 他会計繰入金	166,705	△11,400	155,305
歳 入	合 計	190,400	△11,400	179,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 事業費		188,400千円	△11,400千円	177,000千円
	5 事業費	188,400	△11,400	177,000
歳 出	合 計	190,400	△11,400	179,000

議案第 17 号

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,614,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		1,798,801千円	△ 4,400千円	1,794,401千円
	5 他会計繰入金	1,798,800	△ 4,400	1,794,400
歳 入	合 計	17,618,900	△ 4,400	17,614,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		249,879千円	△ 4,400千円	245,479千円
	5 総務管理費	150,109	△10,000	140,109
	10 徴収費	98,987	5,600	104,587
歳 出	合 計	17,618,900	△ 4,400	17,614,500

議案第 18 号

平成24年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,337,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金		2,028,409千円	△17,200千円	2,011,209千円
	5 一般会計繰入金	1,982,900	△17,200	1,965,700
歳 入	合 計	13,354,300	△17,200	13,337,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		345,766円	△17,200円	328,566円
	5 総務管理費	345,766	△17,200	328,566
歳 出 合 計		13,354,300	△17,200	13,337,100

議案第 19 号

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,239,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		1,669,248千円	△ 4,200千円	1,665,048千円
	5 一般会計繰入金	1,669,248	△ 4,200	1,665,048
歳 入 合 計		4,243,500	△ 4,200	4,239,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		105,484千円	△ 4,200千円	101,284千円
	5 総務管理費	105,484	△ 4,200	101,284
歳 出	合 計	4,243,500	△ 4,200	4,239,300

報告第 1 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年1月18日、鎌倉市御成町18番10号の敷地内で発生した、
都市整備部建築住宅課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損
害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 86,745円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年5月8日 |

報告第 2 号

繰越明許費について

平成23年度一般会計予算中、子どものための手当システム改修事業、私立保育所施設整備助成事業、腰越漁港改修整備事業、地籍調査事業、道路維持修繕事業、大船駅東口エレベーター等整備補償事業及び玉縄中学校エレベーター設置事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年 6 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成23年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定 財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国(県)支出金	地方債			
15	民生費	10 児童福祉費	円 20,000,000	円 19,950,000	円 0	円 19,950,000	円 0	円 0	円 0	円 0
15	民生費	10 児童福祉費	163,689,000	163,689,000	0	109,126,000	0	54,563,000	0	0
30	農林水産 業費	05 農業水産 業費	200,373,000	200,372,500	0	144,000,000	43,200,000	0	0	13,172,500
45	土木費	05 土木総務費	2,793,000	2,793,000	0	2,094,750	0	0	0	698,250
45	土木費	10 道路 橋りょう費	20,452,000	20,451,900	0	0	0	0	0	20,451,900
45	土木費	20 都市計画費	29,000,000	29,000,000	0	11,600,000	15,500,000	0	0	1,900,000
55	教育費	15 中学校費	61,961,000	52,154,000	0	0	0	52,154,000	0	0
計			498,268,000	488,410,400	0	286,770,750	58,700,000	106,717,000	0	36,222,650

繰越明許費について

平成23年度下水道事業特別会計予算中、下水道施設（污水）耐震化事業（台污水幹線）、公共下水道（污水）築造事業（笛田第2枝線）、下水道終末処理場未利用エネルギー利活用検討調査事業、公共下水道（污水）築造事業（腰越第2枝線）、大船処理区住宅団地污水管渠等修繕事業（早雲台団地）及び公共下水道（雨水）築造事業（御谷川排水区）について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成23年度繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定 財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国(県)支出金	地方債	円		
10	事業費	05 下水道整備費 下水道施設(汚水)耐震化事業 (台污水幹線)	45,801,000	42,210,000	0	20,211,000	19,900,000	0	0	2,099,000
10	事業費	05 下水道整備費 公共下水道(汚水)築造事業(笛 田第2枝線)	25,000,000	18,826,500	0	9,025,000	8,800,000	0	0	1,001,500
10	事業費	05 下水道整備費 下水道終末処理場未利用工ネ ルギ一利用活用検討調査事業	12,000,000	7,570,000	0	0	0	0	0	7,570,000
10	事業費	05 下水道整備費 公共下水道(汚水)築造事業 (腰越第2枝線)	5,974,000	5,974,000	0	29,000	5,700,000	0	0	245,000
10	事業費	05 下水道整備費 大船処理区住宅団地汚水 管渠等修繕事業(早雲台団地)	20,000,000	14,290,500	0	0	13,600,000	0	0	690,500
10	事業費	05 下水道整備費 公共下水道(雨水)築造事業 (御谷川排水区)	13,521,000	13,520,950	0	0	12,800,000	0	0	720,950
計			122,296,000	102,391,950	0	29,265,000	60,800,000	0	0	12,326,950

報告第 4 号

繰越明許費について

平成23年度介護保険事業特別会計予算中、介護保険システム改修事業及び介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成23年度繰越明許費繰越計算書

(介護保険事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国(県)支出金	地方債	円		
05 総務費	05 総務管理費	介護保険システム改修事業	20,048,000	19,972,512	3,090,000	円	円	円	円	16,882,512
30 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金	7,685,000	7,599,713	7,599,713	円	円	円	円	0
		計	27,733,000	27,572,225	10,689,713	円	円	円	円	16,882,512

事故線越しについて

平成23年度一般会計予算中、地籍調査事業測量等業務委託事業、道路維持修繕工事（市道055-000号線）、道路維持修繕工事（市道031-013号線外）及び大船体育館バスケット装置修繕事業について、別紙計算書のとおり事故線越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成24年6月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成 23 年度 鎌倉市 事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	支出未済額	支出 子定額	翌 年 繰 越 額	既 収 入 特 定 財 源	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出未済額						国 支 出 金	地 方 債	未収入特定財源			一 般 財 源
													国 支 出 金	地 方 債		
45 土木費	05 土木管理費	地籍調査事業 測量等業務委託事業	1,743,000	0	1,743,000	0	0	0	1,743,000	0	0	0	0	1,743,000	東日本大震災の影響により、国が基準時点成果の公表を停止し、いまだ公表の再開がないため、地籍調査を実施することができず、年度内に事業が完了がしなため。	
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路維持修繕工事 (市道055-000号線)	25,515,000	10,200,000	15,315,000	0	0	0	15,315,000	0	0	0	0	15,315,000	当初想定されていなかった際、ガス管が確認され、排水施設設置の支障となり、移設に日時を要することにより、工事が工期限内に完了がしなため。	
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路維持修繕工事 (市道031-013号線外)	10,090,500	4,000,000	6,090,500	0	0	0	6,090,500	0	0	0	0	6,090,500	当該工事に先行して予定されていたガス本管工事が大規模に遅れたことにより、工事が工期限内に完了がしなため。	
55 教育費	25 保健体育費	大船体育館バスケット 装置修繕事業	1,186,500	0	1,186,500	0	0	0	1,186,500	0	0	0	0	1,186,500	修繕完了期限までに、仕様が示す施工内容の一部が完了せず、年度内に事業が完了がしなため。	
計			38,535,000	14,200,000	24,335,000	0	0	0	24,335,000	0	0	0	0	24,335,000		